

財団法人日本タイ協會會報

第四十三號

昭和二十一年二月

財團法人 日本タイ協會

法財人團 日本タイ協會會報 第四十三號

昭和二十一年二月

シヤム（タイ）情報

○ デニッ政權と断つ

（昭和二十年五月十四日）
（ニッポン・タイムズ）

タイ政府は昨日緊急閣議によりカール・デニッの下のド・イツ政權との外交關係を断つ事に決した。アバイン首相ソムバッシリ外相其他はド・イツの無條件降伏につき譲った。ド・イツ公使館へ警官を派し領士はその旨通告され同時にタイ政府はド・イツ公使館へ警官を派し領内のド・イツ人の行動も制限された。（バンコック五月十二日同盟）

○ 宣戰布告を撤回

（八月十八日N・T）

八月十六日バンコック同盟によれば、日タイ同盟に基きタイ國政府は日本と共に聯合軍に平和を決した。攝政ブリーディー・パノム

ヨンは八月十六日人民會議に二四八四年一月二十五日発した對米英宣戰布告の撤回を國王の名の下に提議し議會全會一致可決した。

○ 内閣總辭職

（八月十九日朝日）

アバイターン内閣は十七日午後三時全閣僚の辭表を攝政に提出した。（八月十一日バンコック同盟）

○ アンラ調査

（八月廿三日朝日）

支那・ビルマ・タイに直ちにアンラの専門家を派遣し、これら地方產物資にして他の戦災國に供給し得るもの買上につき調査せしめる事になつた。（八月廿日チャーリップ同盟）

○ 宣戰破棄を承認

（八日廿四日朝日）

ワシントンよりの電報によれば米國務長官バーンズ氏は米政府がタイ國の對米宣戰布告破棄を正式に承諾した旨二十日發表した。（八月廿一日リスボン同盟）

○ 蔣氏獨立援助

（八月廿七日朝日）

蒋介石氏は左記の如くビルマ・タイ・佛印に對し獨立達成のため友好的援助を與ふべき旨述べた。之は東亞における戰爭の道程において各民族獨立の要望に對し初めて中國の立場より應へたもので劃期的聲明と見られる。即ち「余は中國とビルマ・タイ兩國との間に緊密な友好關係を樹立する事を切望す」（八月廿五日リスボン同盟）

○ 新内閣

（九月五日N・T）

バンコック王曜の放逐はタイ國新内閣を報じた。首相タキーブンヤケッは外相農相厚相文相を兼任閣僚中、法相デレク・チャイナーム商相ブン・スバチャラサイ海軍大佐商副相ドアン・ブンナーク内相アドン・デーチヤーラー、警察大將無任相十二名中ティアン・シリカン・サグアン・トラーレーク等あり（サンフランシスコ同盟）

○ 泰の一部マライへ復元

（九・一〇朝日）

東南アジア軍最高司令官マウントバッテン大將は八日戰時中日本が泰國へ賦與したマライ北部四州を以前の狀態に復する旨の布告を發した。（リスボン八日同盟）

○ タイ國は米の諜報基地（五・一一毎日）

ワシントンの米作戦事務局は八日タイ國政府の對日戰寄與につき、戰爭中米國諜報將校若手がバンコク中心の地下室で働いてゐた事及びこれら將校はタイ國政府が日本側との會談によつて得た一切の情報を本國政府向けて無電通路してゐた事を明らかにした。同事務局は更にタイ國が對日戰における最も重要な諜報基地で米諜報機關は多くのタイ國人をも使用、日本軍の鼻先で太平洋戰における重要な日本軍の作戰行動を逐一入手してゐた旨言明した。（チエーリッヒ九日）

○ タイ國戰時獲得領土取消（九・一一N.T.）

デリーよりロンドンへの報道によれば、タイ國戰時獲得領土は東南アジア聯合軍司令官マウントバッテン提督九月十日發令により取消された。これはマライの一部で日本によりタイ國へ賦與されたもの四州である。ワシントンのタイ公使館はタイ國はシャムと改名しつゝある。しかし國內ではタイ、國外ではシャムといふと。

○ タイ國舊名に復歸（九・一二朝日）

外國人がタイ國を呼稱する場合シャムといふ舊名を再び使用する事になつた。ブンヤケット首相から公使館に來た命令によれば、これは一切の外國語に適用される。但し自國語においては依然タイ國と呼稱される。（九・九ワシントン同盟）

○ 泰の戰犯委員會（九・一二朝日）

たため華僑とシャム人ととの間に衝突が發生シャム英兩當局では午後七時から市内の通行禁止を命じた。（香港廿五日同盟）

○ 日本人の殘虐行爲

（A.P.記者マーカス・ブルドクはシャムにおける俘虜收容における三十名以上の日本士官は數千の死亡者を出した殘虐虐待の責任者とされた。これは英総領の前僚によって調査されシャム控訴院前判事RCラミング少佐の法律顧問指導の下にパーンコーク近郊に收容せられた五十人の日本人を調查、食糧營救の差止から殺害に至るまで分類される。（九・二八バンコク同盟））

○ 大公報シャムファシスト攻撃（一〇・二日東京）

大公報紙は二十三日バンコク市に發生した華僑殺害事件を重視し二十九日の社説で「シャムの統治は聯合國の下に置くべし」と眞頭しシャム國は國名及び内閣の變更をみにも拘らず依然傳統的反中國政策を棄てず、シャムの政策を固執し續けてゐる。從つてシャムは正式に降伏調印を行ひ完全に武装解除する一方ビブン元首相並親王のフアシットを戰犯犯人として處罰すべきである。戰勝慶祝のため雷天白日旗を掲げてゐた一中國人を狙撃した警官は明らかに政府を代表するもので上司の命令によつて發砲したものである。我外交部は責任をもつて華僑を保護すべきである。シャムにある二百五十萬の華僑に對しシャム國人が反感を抱くべき筋合はない。シャム國は須らく在暹華僑に對し課してゐる總ての制限を撤去すべきである。又シャム政府は今回の如き事件を再び惹起してはならないし、その責任を斷じて回避すべきでない。（重慶）

當地シャム公使館は九月八日國際戰爭犯罪委員會がタギー・バンケット首相の下にシャム新政府によつて日本軍降伏後直ちに設けられるであらうと發表。右發表は反抗運動の地下指導者であつたシャム文官秘書官ルアン・スクムによりなされた。同氏は戰爭犯罪者表は目下作製中で一九三八年政權獲得し一九四一年日本軍のシャム通過を許した元首相、駐日大使ギチャト、親ナチス親日宣傳を學校に導入した文相アラン放逐局長アラ・ラーチャターンを含む。（ワシントン九・一一同盟）

○ 泰國駐劄大使軟禁（九・一七讀賣）

泰國駐劄日本大使よりの來電によれば在泰日本大使館並領事館は十四日前九時以降聯合軍司令官の要求に基き泰國政府により軟禁状態に置かれた。

○ シャム新内閣（九・二六N.T.）

九月二十四日バンコック報によれば、新民主政府がセニー首相の下に成立した。新首相は政府は米國と協調しシャム國民はスギス留學中の國王の歸國を望んでゐると聲明した。彼は又シャム使節は聯合國代表と當面の問題を議すためキナンディー及セイロンに間もなく出發すると發表、現軍事青年團はボーリスカウトに代へると附言した。

○ 盤谷市通行止（九・二七産業）

メルボルン二十三日の放送にすればバンコック市では華僑が聯合國勝利を慶祝すべく青天白日旗を掲揚せんとするをシャム人が妨げ明した。

中央通偽社日本日報する所によればシャム前首相ビブン元帥は間もなく戰犯者として審問される。一九四一年末聯合軍に宣戰し指導者たりし彼は自宅に監禁されてゐる。同社は亦彼が日本軍閥と結び領土的目的を達せんとしたる事實を述べてゐる。（一〇・一〇バンコク同盟）

○ ビブン前首相戰犯者にかかる（一〇・一三N.T.）

上海火曜の放送によれば英のシャムに對する初の二十一ヶ條の要求は五十一ヶ條に増加されたとの噂がバンコックに行はれてゐる。增加要求はカンディーにおける自下の英通交渉においてなされたと

言はれ、その中にはマライ・インド救濟のためのシャム米百萬トンが含まれる。シャム通貨問題はカンドイーにて議せられバートの下落は過去三日間に金は一五オース三四九バーツから四五〇バーツに暴騰した。

○中國外交部長談 (一〇・一九 N.T.)

重慶放送によれば中國外交部長王正廷博士は中國の對通態度は友好的であり佛印の中國軍はたゞ一時的に駐屯し近く撤退する筈であるの使命をよく果してゐるとの報告を受けたと水曜午後外國記者團に聲明した。中國は戰争中又直後蒋介石主席による屢々の聲明により明かなる如く極めて友好的であり多數の華僑が最近シャム人に殺傷された事件は極めて遺憾であり。この種事件の再發を防ぐ處置が取られ、兩國關係の改善のため中國政府は外交代表をシャムに送る事をシャム政府に通告した。

○泰の總選舉 (一〇・二三朝日)

十九日バンコック放送によれば泰國國會は解散される事になり一ヶ月以内に總選舉が行はれるといはれる。(ロンドン一九日 A.P.)

○タイ大使館員 (一〇・二八 N.T.)

樞輪傀儡外交館員は、タイ國館員以外は宮ノ下富士屋ホテルから

箱根強羅に日本政府の世話を下に移された。

○タイ國地位變更 (一一・七朝日)

聯合軍司令部は聯合國中立國敵國等の定義につき政府に對し通告

を行つた。聯合國とは一九四二年一月の聯合國宣言に署名した國及び今次戰爭に署名國と共に行動をとつた四十五ヶ國、中立國は六ヶ國、敵國は五ヶ國、更に戦争の結果としてその地位に變更を見たぞれ以外の國としてアルゼンチン、フィンランド、イタリア、タイ國がある。

○佛舍利を保管せよ (一一・二〇讀賣)

マッカーサー司令部は去る十七日附で日本政府が一九四二年泰國から持來つた佛舍利を同國に返納の日まで安全に保管するやう政府に指令して來た。同佛舍利は現在高尾山に安置してあるといはる。

○内閣總辭職か (一一・七 N.T.)

重慶水曜の放送によればバンコックより傳へる處は、英はシャムと二強圖との交渉の權利を含む新要求をシャムに提出した。シャムは凡ての銀行を英管理の下國際聯合に入れ全商業取引を管理しゴム米茶チークの輸入は暫時禁止され全剩餘米は世界の不足米の終るまで流用される。尙他の諸要求も强硬であるからシャム政府は條約署名の曉は總辭職するであらうと。

U.P.記者スタンレー・リッチ本日當地の報告によればシャム高官達は英より最後通牒としてシャムに提出された平和條約は極めて苛酷一方的に爲め、もし署名の曉は總辭職するであらうと語つたと。

リッチは彼等は日本の下傀儡たるを拒否したが英の下傀儡たる事も拒否するであらうと語つたと。更に彼等は日本の管轄中協力拒否の

○英暹和平條約調印 (一一・三讀賣、毎日)

最後の目的を以て友好的に取扱ふものであるといふ。しかしシャム高官達は英の要求條件は苛酷にして、もし受諾したる時はシャムは結果において英の屬國となるであらうといつてゐる。(一一・五バンコック U.S.I.S.)

○英暹條約近く成立 (一一・二二・二二讀賣)

ニューヨークタイムス紙 H.W.ローレンス氏は十八日紙上で英暹交渉問題を次の如く報じてゐる。英政府は今週中英暹双方に満足な條約を締結せん事を希望してゐる。英政府今度の要求は米政府を滿足させるものと信じてゐる英の對暹提案は發表されてゐないが調印が終れば條約文として公表される事とならう。(ワシントン一八日 S.F.共同)

○英暹交渉妥結に到達 (一一・二八讀賣)

アチソン國務次官は二十六日の新聞記者會見において英暹條約問題について左の如く語つた。英暹間の交渉は妥結したが正式調印の資格があるか否かが問題となつて延期されてゐる。しかし條約の内容は大體において米により満足すべきものである。(ワシントン一九日 U.P.共同)

○ シヤムへ重慶使節 (一一・一 N.T.)

重慶放送によれば、駐イラン中華大使リー・チーツン一行のシャム派遣使節は一月バンコック向けて重慶を出發するであらうと。

一、英の同意なしにシャム内を横切り印度洋とシャム灣をつなぐ

復する事を望むとマキンは述べた。

印度軍 シャム撤退 (一・三朝日)

尙修約の前文には戦争中シャムにおける日本に對する反抗運動によつて聯合國に寄與せる旨が附け加へられてゐる。

(一四・NT)

デリー放送によればロイター外交記者は英退平和條約はロンドンにおいて一般の満足を與へたりと述べ條項は充分にシャムの獨立國としての権利を守る事を指摘し英は國際聯合の一員にシャムを支持しつゝあるといふ。シャム米輸出についてはシャムは貯藏米及將來の剩餘分を充當するに同意したが剩餘量決定以前尙研究を要し使米の數量を決定するため米委員会が設けられるであらう。且つ米國シャム兩國人がその委員会代表たることが望まれる。この同意の下に得られるシャム米は英によつて隣國の不足分を救ふに使用されるであらう。條約下におけるシャムの安全要求は輕いものとロンドンにおいては見られ、それは國際聯合により決定される安全措置に應じ且英政府の同意なしに運河によつてシャム灣とインド洋をつながざる事以上には無い。

オーストラリア放送によれば、シャムは一九四一年日本と同盟し一九四二年英に宣戰したるシャム政府の行爲の結果としてオーストラリア人に加へたる妨害は充分賠償する事を計つた。これはオーストラリア外相ノルマン・マキンの報する所で過去數週間シンガポールにおける協議の後オーストラリア全權H.A.ストーマン大佐とシャム代表間に備同書が火曜日交換された。シャムは亦國際聯合の下に東南アジア及西南アジアにおける地域安全措置に加へる旨約した。オーストラリアは條約を締結し獨立シャム國と友好關係を回復する事以上には無い。

○米の英退條約觀測 (一・五NT)

重慶本報の放送によれば米政府及びワシントン外交筋では英退平和締結の條件は米國の豫想以上に過酷なるものと見てゐる。しかし新條約はシャムの主權を危殆ならしめその經濟を畏縮せしむるもの非ずと信ぜられる。ワシントンでは英退間協議を注視し英國はこの締結を通じて東南において特殊の勢力範囲を得つゝありと一時は了解してゐた。

(一・七NT)

○米運外交回復 (一・七NT)

米國は本日形式上シャムとの外交關係を四ヶ年の経過を以て回復したとシャム代表ルン・ディタカン・サキは米國務長官より通告を受けた。米蘇關係は日本がシャム傀儡政府を支配し米英に宣戰したる一九四二年一月二十四日より事實上斷絶したが米國は宣戰を認むる事を拒否しワシントンにおけるシャム代表との協力を繼續した。(ワシントン・共同AP)

(一・七NT)

○米國の極東政策 (一・七NT)

シャムは英米に宣戰布告した。米は之を無視したが英は之に對抗した。英に關しては敵國であり安全と東南アジアの飢餓を救ふ米穀の賠償を要求する。米國の關心はかかる要求はシャムの崩壊又は獨立及び統治保全を妥協する如き依存に導くものに非ずと見てゐる。(ニューヨークタイムズ)

○シヤム首相元旦の辭 (一・四NT)

目下シャムにある第七印度師團の一旅團は撤退を開始した。結局シャムには小數の派遣軍のみが残される事となつた。(デリー放送一日) デリー水曜の放送によればシャム首相は新年の辭においてシャムは多くの政治的困難を克服し平和と獨立の時代に入つた。現政府が三ヶ月以前政權を取りし時は國家獨立保持の難問に遭遇した。前内閣は英米に宣戰布告の責任あり今やこれ等兩國の寛大に感謝しシャムの永久の友好關係が回復する事を期待する。國內問題については國民が勤勉なれば國家はやがて繁榮の道に至るであらうと。

○英退外交官交換 (一・五NT)

柔港放送によればシンガポールにおいてシャム英國印度間に平和締結は直ちに英退間に外交官の交換をするであらう。米國は間もなくシャム政府に承諾する。ワシントンはシャムに宣戰布告をしなかつたから米國シャム間に平和締結の必要はない。英退平和條約には侵略國としてシャムによる損害を賠償があり又或る形の經濟的商業的協力を規定する。條約は二つの重要な條項あり第一はシャムに關し國際聯合或ひは安全保障會議により認められたる國際安全保障に充分協力する事第二は英國及印度は國際聯合の一員としてシャムの資格を支持する。シャム首相は英退平和條約は満足

なものと見ると言つた。

○佛遜關係 (一・一NT)

ニューデリー放送によればバンコックのロイター通信は佛遜間に間もなく日本の占領中シャムの合併したる佛印の領土につき協議が始まられるとして報じてゐる。英政府は既にシャム政府に強く領土返還を通告し米も領土返還を希望する旨シャム政府に通告する様バンコックにおける代表に訓令した。シャム外相は英印との戦争終結條約の締結に対するシャム人民の満足をベイイン英外相に電報した。シャム外相はシャム政府は條約の寛大なる條件に對し英政府に感謝を表したと聲明、シャムは以前の友好關係助長に凡ゆる努力をなし英國及び英聯邦諸國と凡ての利益において協力すると附言した。米新聞は英退條約に注意しワシントンボストンはこの條約は英がその帝國の範囲内にシャムを引込むかの疑惑を除いたといふ。

○英退外交再開 (一・一三NT)

メルボルン放送によれば英退平和條約署名に續いて兩國外交關係は回復した。英代表がバシコックに暫らく任命され大使が間もなく赴任するであらうと。

○佛印領土問題 (一・一三NT)

アラザビーチ放送によれば戦争中シャムにより合併されたる佛印領土返還に關する交渉が間もなく始まるであらう。これに關し英米は佛印への返還に賛成するのみならず現在のシャムの國境を認めない事がシャムの聲明により明かにされた。シャム首相は記者會見において彼が現國境は正當と思ふ旨述べたが、同時に國境に關して交渉

に入らん事を欲する旨述べた。しかし彼の意見によれば中立國よりなる國際裁判に該問題が附されるべきだと。フランスは合併された領土はただ佛印に返還されるべきもの故、外交交渉について何等問題を見得ずと言明してゐる。

○シヤム前陸相内相放免 (一・一八N・T)

ロンドン水曜の放送によれば、シヤム前陸相は日本に協力しシヤムを指導したる責任はバンコックにて放免された。

○マウンドバッテンシヤム訪問 (一・一九N・T)

デリー水曜の放送によればルイス・マウントバッテン提督はシヤムを訪問すべき様とのシヤム、マヒドン國王の招待を受諾した。同訪問は英暹間敵意の終結を劃するものである。彼は金曜空路バンコクに到着し午後拜謁仰付けられ夜は國宴に出席日曜まで滞在するであらう。

○米の佛印領土問題

米國は今週日本の侵略の途中一九四一年に獲得したる領土を佛印に返還する事をシヤムに期待する注意を與へた。國務省の一官吏は米國は佛印兩國に南カムボチアの一部及びメコタ川西ラオスの一部を讓渡の妥當性を認めないであらうと述べた。彼は米國の見解は譲渡された領土はシヤムにより返還されるべきものだと表明した。(ワシントン・一八共同AP)

○濠とシヤム (一・二〇N・T)

事を勧説した事實が指摘されてゐる。(バンコック一九日ルーダー共同)

○戦争裁判のシヤム前首相 (一・廿二N・T)

上海土曜の放送によればシヤム第一號戰犯者前首相ピアンは金曜日戰爭裁判廷に初めて出頭した。被告は確信的であつたが聊か神經的であつた。起訴文を聞いた後數日前受けたその起訴文の研究の時間のため審問の延期を申請した。主席判事は二月十五日まで延期した。

○米の極東政策 (一・廿三N・T)

ダイエンセントはシヤムに關して一九四二年のシヤム政府は我國に宣戰したが合衆國はシヤムと戰争してゐるとは思つてゐなかつた。我々はシヤムを獨立主權國と考へシヤムと友好關係を醸成するは我が國是である。そこでは門戸開放を以てシヤムが凡ゆる國家國民の平等取扱をする権主張すると。

○暹華協定 (一・廿六N・T)

重慶放送によれば水曜日バンコックで署名された暹華友好條約は兩國間の最初の條約で平等と主權尊重の原則に立ち中國と他國との條約に倣つたものである。條約は十ヶ條よりなり兩國間の永久の和平と友好を約束する。それは十ヶ年後一方より十二ヶ月の豫告を以てする外、繼續有效である。それは十ヶ年後一方より十二ヶ月の豫告を以てする外、繼續有效である。兩國の國民は相手國全域に瓦り旅行・居住・各職業營業・各動産不動産の相繼・所有貸借・占有・處分の利を有す。専學校設立集會出版及び自國の禮拜信教の自由を有

メルボルン放送によれば、シヤムは本月初旬英暹間に署名された

締結によりビルマの南シヤンニ州を英に返還した。これは日本が一九四三年シヤムに渡したものである。オーストラリア内閣はシヤムとの平和條約の豫備條件を承諾し外相エヴァット博士の懇意を採用した。シヤムは、

一、一九四二年一月二十五日對英宣戰(一九四一年十二月二十一日)對日同盟英・漢その他の聯合國への損害手段に對する懲罰に必

要なる凡ての行為を直ちに取ること

二、オーストラリアと條約を締結すること

三、シヤムにおけるオーストラリアの戰爭裏所を保存の責任を取ること

四、一九四一年十二月八日以後シヤムに留置されたるオーストラリア人の利益幸福を見るること

五、オーストラリアと條約を締結すること

六、一九四一年十二月八日以後の損害損傷に對しオーストラリア政府及び市民に賠償すること

更に同放送は暹中關係は戰前の外交關係、華僑子弟の教育中國移入民の問題を論じてゐる。

○ヒブーン戰犯裁判開始 (一・二一毎日)

シヤム國第一級戰犯容疑者として逮捕監禁されてゐた元首相ビブン元帥に対するシヤム國法院の裁判は十九日から開廷された。首席判事は告訴狀につき研究の時間を開へるため公判を二月十八日まで延期する旨宣して公判第一日を終つた。告訴狀にはビブン元帥が將介石主席に對し公開狀を發し日本と協力してアジアの解放に當らん

○アチソン氏駐シヤム公使の暉 (一・廿九N・T)

サイゴン日曜の放送によれば、バンコックよりの情報はマックアーサー主席顧問ジョージ・アチソン氏は駐シヤム公使に任命されるかも知れずと。

○對シヤム戰爭終結 (二・一N・T)

ニュージラード政府は本日對シヤム戰爭は一九四六年一月一日を以て終結せる旨發表せり。(エリントン・卅一共同AP)

○シヤム新首相 (二・三N・T)

ニユーデリーエリート政府は本日對シヤム戰爭はアバイランの首相就任を承認した。國會により選舉された新首相は首相たるべき最初に選ばれたる國會議員である。

○カムボチヤ土地返還 (二・三N・T)

インド支那總督ダルヂンリーチ提督は一九四一年日本の壓迫の下にシヤムに割譲せるカムボチヤ三州の處置に關する協議の圓滿な終結に對しシアヌク王に本日フランスの保證を與へた。(ノムベンニ・一八共同AP)

○駐シヤムイタリア代表 (二・四N・T)

イタリア内閣は現バリニ駐在總領事チアッチャ博士をバンコック派遣公使に任命した。(ローマニ・一八共同UP)

○對華僑暴行事件（二・五N.T）

桑港放送は日曜ブリスベーン於迄として新首相アバランは英との平和條約の或る改訂を希望せる旨報じてゐる。首相はシャムの餘剩物資は東亞の被害國に分配さるべき條約の履行に留意すると言明した。又バンコクよりの報道によれば先週各所において華僑がシヤム人によつて殺害されシャムの警官および軍人はこの暴行に加はれりと。一部の報道によればバンコクの北八十キロの地點において華僑料理店主と三人の店員が五十バーツの牛乳の事から一月二十日一群のシヤム軍人に由つて襲撃され間もなく軍隊が更に小銃輕機関銃子弾ガーリンを持つて到着、不法なる軍人を制せんとする地方官の努力に拘らず砲火を發し砲火を制せんとした華僑は射撃された。その混亂に乗じて一團の軍人は料理店に進入、一名の店員を殺害した。シャム外務省はシャム政府に至り不法者を處罰し國內の華僑の安全を保證すべき有效なる措置をとる様要求した。彼は亦事件の共同調査につき必要な手配を要求した。

○中國シャムに抗議（二・六N.T）

中國外交部は本日バンコック派遣代表にシャムにおける排華運動の更済聲明に對しシャム政府に抗議し華僑の安全を保證する有效なる措置を要求する様訓令した（重慶二・四共同AP）

○駐シャム英公使（二・六N.T）

英外務省のジェラード・トムソンは英通平和條約の署名に續いてバンコックへ公使として任命される筈であるとB.B.は報じてゐる。しかしタイ國新内閣が舊内閣の制定を改へて覆してサイアムによるもので日本としては従来の一般的用語基準による事務の問題にすぎない。（中略）因みにシャムの稱呼の起源は三説あり一つはサンスクリットの「黒」を意味する語よりインド人により起つたといふもの一つは「金」を意味する同じくサンスクリットより金漆地に任せし故に起つたとするもの又タイの稱呼の起源はタイはタイ語で自由を意味しタイ民族の歴史経験に優するといはれる。（中略）もかもくも自由を意味するとしてタイ人が愛稱するその事自身が如何にタイ人が自由愛好者自由主義者であるかが知られる。ビーナのなした國名改訂を取次るは彼の獨裁的傾向處置方法を難じた結果によるものであつて之をもつてタイの稱呼に反対するものとはいへないし又サイアムと改稱する事その事が民主主義の線に沿ふ事にないともいへない。タイ人かタイと呼稱する意識は軍國主義に非ざる限り（中略）タイ人本来の呼稱呼稱されんと欲する望に合致する事こそ民主主義に沿ふ事であり我が方の用語基準も之に基いてゐたのである。しかし之をしてもタイ國自身から日本語においてもシャムといつてくれといへば最早何をか言はんやである。（昭二〇・一〇）

二第三五六二同盟通信参照とは昭和二十年十月八日H.S.氏より寄書して來たものである。

松方正作氏（元駐シャム公使）昭和二十年九月二十九日芝區自邸にて逝去、享年八十三。

高瀬眞一氏（元駐シャム公使館二等書記官總領事）昭和二十年九月三十日依頼免本官目下若松市北小路町。

る。

○シヤム陳謝す（二・八N.T）

チヤイナ・タイムズの報する所によれば、シャム政府はシャムにおける最近の排華行為の發生に對しバンコクにおける中國代表に陳謝した。シャム政府は責任者を處罰し華僑の損害を賠償する事を約した。外交部の代表者は通告文も陳謝文も重要は受取り居らずと言つた。（重慶二・六共同AP）

雜報

「本國政府よりの命令なれば今後タイランドをサイアムと改稱する事は當然であり（中略）しかし之は英米語に觸する限りのもので、それ故日本でも英米語をもつて表はす時はサイアムといふべきであるが日本語をもつて表はす時はタイといふべきであらう。何となれば日本では外國人各地名の稱呼は現地の稱呼による事は文部省の指示する處で「スキットアーランド」「ヂアーマニー」と英語でいつても日本語で「スキット」「ドーヴィット」といふが如きである。タイ現地の稱呼は古來「タイ」と稱してゐるのである（中略）日本において當て「シャム」といつたのはタイ人自らの稱呼を知らず外國語による稱呼を通じて稱したのが先例となつたもので今日既にタイ人自らの稱呼を直譯明瞭かに知る限りその通り「タイ」と稱すべき是當と思まれる（中異）タイ國が英米語において「サイアム」を「タイランド」と改めたのはタイ國近代の民族意識國民意識から變したもので之は必ずしも軍國主義危險なる國家主義と即断すべきではない。

淺田俊介氏（元駐タイ大使館參事官）昭和二十年九月十日依頼免官。

二見甚郷氏（元駐泰公使）世田ヶ谷區羽根木町一八三七。

島越新一氏（元駐タイ大使館海軍武官）第二復員省舞鶴復員局長。

遠山謙氏 財團法人日本タイ協會に主事として勤務昭和二十年三月十五日辭仕郷里愛媛縣に隸開同月二十九日急逝。

三島通陽子 昭和二十年十月文務教務次官に就任。

昭和二十年一月一日臺灣沖における阿波丸沈没の殉難者の辭令が十月三日内閣より發表タイ關係は次の通り

大使館參事官 食 上

領事 領事 飲 内

副領事 事 業 武 治

タイ國在勤被仰付 任職領事

協会記事事

○協會事務所

本會事務所は大東亞の示唆により昭和十九年五月以降廻町區虎門霞山會館より浪橋區下落合一丁目四三七本會經營舊タイ國學生會館跡に移轉したが昭和廿年三月十七日緊急建物強制疎開の通告を受け四月二日不取敢近隣の同一番地の近衛家別邸内に移轉し事務室を本屋内に圖書什器類を倉庫内に置き、事務所の向後を譲する手管であつた處、四月十三日空襲罹災し本屋内の事務室は焼失し倉庫内の

圖書付器類は焼失を免れた。依つて四月十九日赤坂區溜池榎坂町日泰文化會館内の一室を假事務所とした處五月廿五日再度空襲罹災し現在は焼失を免れた近衛家別邸敷地内倉庫を連絡地點として（昭和廿年九月十五日會員へ通知済）倉庫番人があるが、何れは此處も立退かなければならぬ事情にあり適當なる場所を物色中である。目下一移並區荻窪二丁目一「三」を以て假事務所宛所とし舊番地宛郵便物もあり、罹災本部と假事務所とを常に連絡してゐる。

○理事會・評議員

昭和二十年三月廿七日協會事務所疎開移轉及び罹災の件昭和二十一年度収算作成の件等情勢切迫の爲書狀を以て各理事並評議員に連絡す昭和二十年九月廿七日午後三時半より麹町區馬場先門丸ノ内會館にて理事會並評議會開催、昭和十九年度決算作成の件役員補任の件其他終戦後の運営方針等につき協議す。昭和二十年十二月廿四日午前十一時より麹町區丸ノ内當盤家において臨時理事會並評議員會開催、協會將來の運営に關する件其他を協議す。

○役員異動

名譽會員秋父宮附別當今村信次郎氏は昭和二十年四月二日依頼免本官となり後任、別當海軍中將從三位勳一等住山德太郎氏名譽會員に推舉す。

會長近衛文廣公爵 昭和二十一年一月十六日薨去。

理事長矢田部保吉氏 疎開のため辭任（昭和三十年六月）

理事伊東二郎丸子爵 理事長代理に就任（昭和三十一年九月廿七日）

常務理事村井倉松氏 疎開のため辭任（昭和二十年六月）

大谷清一氏 目白自宅罹災、通信は豊島區日本女子大學校々長室氣付。

伊東二郎丸子 鎌倉市大町二四五一～轉居。

池田成彬氏 神奈川縣大磯町西小磯へ轉居。

新田義實氏 昭和十九年五月逝去、專永氏葬家入會。

徳川綱貞侯 昭和十九年吉林へ赴任。

高橋順次郎氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、玉縣入間郡高麗村新宿へ轉居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

一部一圓の割にて御申込の方に御送り致します。

村田省藏氏 世田ヶ谷區玉川上野毛町一〇三～轉居。
黒田長穂子 神奈川縣箱根強羅公園前一三〇〇ノ五八～轉居。
矢田部保吉氏 大阪市東區伏見町三ノ九～轉居。
二荒芳徳伯 世田ヶ谷區深澤町四ノ一五二日體女子寮。
安宅彌吉氏 退會。
佐藤致孝氏 遊夫。
山口武氏 麻布區自宅罹災、京都市左京區北白川上終町九八國際學友會京都寮へ轉居。
山本頤爾太氏 大阪市東區伏見町三ノ九～轉居。
矢田部保吉氏 世田ヶ谷區深澤町四ノ一五二日體女子寮。
（ハ轉居）。
安宅彌吉氏 退會。
佐藤致孝氏 大森自宅罹災麻布區鶴見町二九～轉居。

○寄附

村井倉松氏は昭和二十年十二月本會に金五百圓也寄附せらる。矢田部保吉氏は昭和二十一年一月本會に金五百圓也寄附せらる。

昭和二十一年二月二十五日印刷（非賣品）
昭和二十一年二月二十八日發行

發行所	財團法人日本タイ協會	振替口座東京一四八三一一番
編輯人	星 田 晋	会員番號 B一二二〇六九
印刷人	東京都神田區神保町三ノ二九	東京都淀橋區下落合一丁目四三七
長 苗 三 郎	郎	郎

名譽會員岡部長景子爵 理事に就任（昭和二十年九月廿七日）
理事船田一雄氏 疏開のため辭任（昭和二十年五月十日）
評議員黒田清伯爵 理事に就任（昭和二十年九月廿六日）
評議員高橋順次郎氏 選去。
評議員佐藤市郎氏 海軍省解消の結果辭任（昭和廿年十二月十六日）

○會員動靜

井上雅二氏 目白自宅罹災、通信は豊島區日本女子大學校々長室氣付。

伊東二郎丸子 鎌倉市大町二四五一～轉居。

池田成彬氏 神奈川縣大磯町西小磯へ轉居。

新田義實氏 昭和十九年五月逝去、專永氏葬家入會。

徳川綱貞侯 目黒自宅一部罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

高橋順次郎氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、玉縣入間郡高麗村新宿へ轉居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

太田正雄氏 大谷周三氏 豊島區白宅罹災、神奈川縣足柄下郡強羅一三〇〇八居。

鶴見左吉雄氏 金澤市早道町一〇六～轉居。

中村嘉壽氏 目黒區金町一三九五（電荘原六〇五五）～轉居。

村井倉松氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

高橋順次郎氏 青森縣八戸町十三日町へ疏開。

